

令和2（2020）年2月4日

企業と司法取引

弁護士 大野恒太郎

1 最近の事件と司法取引

- ・逃亡したゴーン氏による日本の刑事司法批判
- ・2016年刑事訴訟法改正（2018年施行）

2 司法取引制度導入の経緯

- 我が国において従来司法取引制度がなかったのはなぜか
 - ・従来型刑事司法の特徴：取調べと供述調書が重要な役割
 - ・その前提条件：多くの場合、自白、裁判で調書採用
- なぜ司法取引制度が導入されたのか
 - ・取調べによる事実解明の困難化
 - ・裁判員制度導入等による供述調書の役割低下
 - ・刑事司法改革：証拠収集手段の多様化
- 司法取引は犯罪者と取引をするもので司法の公正さに反しないのか
 - ・全容解明・主犯（黒幕）処罰のための必要性合理性
 - ・諸外国では既に広く活用

3 日本版司法取引制度の概要

- 「日本版」というが、諸外国の制度とどこが違うのか
 - ・捜査協力型：他人の刑事事件（共犯事件を含む）
 - ・対象となる犯罪：企業犯罪・組織犯罪
- 司法取引の内容には何が含まれるのか
 - ・事件関係者側による捜査協力行為：証言、証拠物の提出等
 - ・検察側による処分：不起訴、軽い求刑等。なお、不逮捕等
- 司法取引はどのような手順で行われるのか
 - ・申込→協議（検察官による事実確認を含む）
 - ・「合意内容書面」作成
 - ・合意の実行：捜査協力行為⇒刑事処分免除軽減
 - ・合意不成立の場合
- 司法取引というが、裁判所も取引の当事者になるのか

- ・不起訴・求刑の拘束力の有無
 - ・正確には「協議合意」制度
- 司法取引は事実を曲げ無実の者に濡れ衣を着せるおそれはないのか
- ・司法取引の際の弁護人関与
 - ・検察官による事実確認
 - ・主犯の裁判では「合意内容書面」の証拠調べ
 - ・虚偽供述・虚偽証拠提出を処罰

4 企業における司法取引への対応

- 司法取引は企業にとってどのようなメリットがあるのか
- ・刑事事件が企業に及ぼす甚大な負担
 - ・企業の刑事責任（両罰規定）と有罪に伴う不利益の回避軽減
 - ・企業が直接司法取引の当事者にならない場合
 - ・過去の不正を清算して社会の信頼を回復
- 企業はどのようなケースにおいて司法取引を活用すべきか
- ・役職員の立場から
 - ・内部通報→社内調査
 - ・他社が司法取引を行う可能性のある事件等
- 司法取引との関連で企業が留意すべき点
- ・最も責任の重い者の処罰を覚悟
 - ・「他人」の関与を示す証拠の確保
 - ・迅速な判断
 - ・企業内部における利益相反
 - ・証拠隠滅の厳禁
- 司法取引は我が国の国民感情に反し、活用されないのでないのではないか
- ・先例として独禁法リニエンシー制度

5 司法取引制度が企業にもたらすもの

- 企業をめぐって刑事事件が発生した場合のダメージ・コントロール
- ・刑事処分の回避軽減：刑事弁護活動における有力な選択肢
 - ・不正と決別することによる信頼の回復：真に守るべきは会社の過去ではなくその将来
- コンプライアンスの強化による健全な企業活動の確保
- ・不正行為に対する抑止機能
 - ・健全な企業活動による社会経済の発展